

花巻市軽度生活援助事業のご案内

玄関から生活道路までの日常生活に必要な範囲において、草取りなどの屋外作業や、家屋内の整理、窓ふきなどの軽易な援助を行い、自立した生活の維持を支援します。

1 対象者

- 花巻市に居住する、おおむね 65 歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯の方で、日常生活上、援助が必要と認められる次のいずれかの条件を満たす高齢者。

- (1)介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者
- (2)要支援又は要介護の認定を受けた者

2 支援内容

- 家周りの手入れ、草取り(玄関周りなど日常生活に必要な範囲のみ、年2回まで)
- 家屋内の整理及び整頓、窓ふき(日常生活に必要な範囲のみ、年2回まで)

※介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAで提供する作業(掃除、ごみ出し、洗濯、衣類の整理、調理、買物等)営利目的、趣味、娯楽などに関する作業は、除きます。



3 利用方法

- (1)「軽度生活援助事業利用申請書」を長寿福祉課または各総合支所市民サービス課に提出してください。

また、右記の QR コードからはオンライン申請が可能です。



申請フォーム QR コード

- (2) 市は申請内容を確認し、「利用決定通知書」または「利用却下通知書」を送付いたします。
- (3) 作業を依頼する際は、花巻市シルバー人材センター(Tel. 24-0556)に連絡してください。
- (4) 作業終了後、利用料金を花巻市シルバー人材センターにお支払いください。

4 利用時間及び料金

- 利用時間 1回(1日)の利用時間 2時間まで
- 利用料金 作業により異なります。支払い先は花巻市シルバー人材センターとなります。

利用料金例(1時間あたり)

草取り、窓ふき・・・363円

※なお、機械等を使用する場合や他地区の作業員に作業を依頼する場合は、シルバー人材センターの規定に基づき原材料費等が発生しますので、事前にご確認ください。

5 お問い合わせ

- 事業内容・申請に関すること:花巻市

長寿福祉課 高齢福祉係	☎ 41-3576
大迫総合支所 市民サービス課 健康福祉係	☎ 41-3127
石鳥谷総合支所 市民サービス課 健康福祉係	☎ 41-3447
東和総合支所 市民サービス課 健康福祉係	☎ 41-6517

- 作業の提供に関すること:花巻市シルバー人材センター

花巻支部	☎ 24-0556	大迫支部	☎ 29-4493
石鳥谷支部	☎ 29-4491	東和支部	☎ 29-4492

6 利用にあたってのお願い

この事業は、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持を支援するための制度であり、お体の状況や事業の必要性等を確認するため、毎年度、利用申請が必要です。

事業の趣旨をご理解いただき、節度ある適切な利用へのご協力をお願いいたします。